

オーバル社会保険労務士法人だより



3

2023.5.20 発行

オーバル社会保険労務士法人 / 札幌市商工事務センター協同組合

ホームページ開設のお知らせ

オーバル社会保険労務士法人のホームページを開設いたしました。
これから随時情報を更新してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

URL <https://oval-sr.com/>



【TOPIX】

就業規則

～会社のルール変更に対応しましょう～

【労働保険 年度更新】

令和5年度の注意点

【令和6年のルール変更】

労働条件明示ルールが改正されます

【給与計算メモ】

労働保険の対象となる賃金

会社のルールが変わったら就業規則を確認しましょう

就業時間や休日数等の労働条件が変更になったものの就業規則が古いまま…ということはありませんか？
会社の状況にあわせて、就業規則も変更が必要です。

就業規則と、雇用契約書や求人票に記載された内容・実際の労働条件が一致していないことがあります。

時代や労働環境にあわせて会社のルールを変更した際に、就業規則の改定はひとまず後回しにして
雇用契約書や求人票だけ先に手直すと、当然ですが「ルール」・「書面」・「実際の勤務」に差異が生じます。



就業規則の改定をするまでの間に応募や入社してきた人がいると、『求人票や雇用契約書と実際の内容が違う！』と不信感を与えてしまったり、場合によってはトラブルが生じかねません。

- ・また、規則の改定は後回しにして、新しい会社のルールで既に運用していた場合でも、トラブル発生時には、実態とは異なっているのに、改定前の就業規則の内容に基づいて【労働条件は就業規則のとおり！】と判断される恐れがあります。
- ・逆に、就業規則が変わっているのに雇用契約書や求人票が昔のまま…といった場合も同様の問題が発生する恐れがあります。

就業規則と各種書面の記載内容が一致しているか、改めて確認してみてください。

【木下大サーカス札幌公演】 URL <https://kinoshita-circus.co.jp/>

開催期間：令和5年7月8日（土）～令和5年10月15日（日）

開催地：札幌市旧月寒グリーンドーム跡地特設会場（札幌市豊平区月寒東3条11丁目1-1）

サーカスがやってくる！



労働保険の年度更新の時期になりました

◆労働保険の年度更新とは…

労働保険（雇用保険+労災保険）の保険料は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年間の保険年度を単位として

「労働者（雇用保険は被保険者のみ）の賃金の総額 × 保険料率」

により算定し、前年度の保険料を精算する「確定保険料の申告・納付」と
新年度の概算保険料を納付するための「申告・納付」を行います。

この手続きを「**年度更新**」といい、毎年**6月1日～7月10日**に行います

◆令和5年度の注意点

令和4年度の雇用保険率が年度途中で変更になったため、確定保険料は
保険料算定基礎額と保険料額を、労災保険分と雇用保険分ごとに
前期（R4.4.1～9.30）と後期（R4.10.1～R5.3.31）に分けて
算出する必要があります。

これに伴い「年度更新申告書」と「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」の
様式が変更されているので、注意が必要です。

□給与計算メモ□

給与計算の際に、雇用保険料徴収の対象に
なる手当かどうかを判断しましょう！

労働保険における賃金総額とは、
「賃金、手当、賞与、その他の名称を問わず
労働の対償として支払うもの」です。

⇩労働保険の賃金として判断しません⇩

- 役員に払う「役員報酬」
- 恩恵的な要素が強い
「結婚祝金・死亡弔慰金・災害見舞金
勤続慰労金・報奨金・退職金」
- 実費精算となる「出張旅費・宿泊費」
- 労働基準法律第76条規定の「休業補償」
- 「会社が全額負担する生命保険の掛金」
- 「解雇予告手当金」



令和6年4月から労働条件明示ルールが変更されます（来年です）

◆令和6年4月から労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール(※)に基づく無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、 正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に 説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度

改正に適応した労働条件通知書となるよう、書式を見直しましょう。

また、有期契約労働者については、上記2・3に基づき、会社の方針を踏まえしっかりと説明する必要があることに注意しましょう。
労働条件通知書の見直しについては、弊所へご相談ください。



日差しも心地よく、ビールのおいしい季節になってきました。大通公園でも様々なイベントが始まっています。

事務所の窓を開けると「札幌ラーメンショー」や「ライラックまつり」の音が聞こえてきます。
6月には「YOSAKOI ソーラン祭り」も開催され、ますます賑やかになることでしょう。

今年は様々なお祭りや行事が再開されることとなっていますので、感染対策をしながら
短い北海道の夏を楽しみましょう！

2023.5.20

